・第１６条第２項は３つのうちから１つを選択すること。

収入

印紙

業 務 委 託 契 約 書

（長期継続契約）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １． | 契約番号 |  |
| ２． | 件　　　名 |  |
| ３． | 契約金額 | 金●●円 |
|  |  | （うち取引に係る消費税及び地方消費税額　金●●円） |
| ４． | 業務内容 | 別紙のとおり |
| ５． | 業務場所 |  |
| ６． | 業務期間 | 令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで不要な項目は削除する |
| ７． | 契約保証金 | 現金納付（●円） 又は 保証保険等（●円） 又は 免除 |
| ８． | 支払条件 | 前金払●％以内 及び 完成払 |

前金払が無い場合は削除し『完成払』のみ記載する

この業務委託について、発注者と受注者とは別添条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自１通を保有する。

　　　令和　　年　　月　　日

発注者　　住　　　　所　　山梨県笛吹市石和町市部７７７

　　　　　　　　　　　　　笛吹市

　　　　　職・氏名　　笛吹市長　●●　　　　　　　　　印

受注者　　住　　　　所

　　　　　商号又は名称

　　　　　代表者職・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（令和５年９月１日から）

笛吹市業務委託契約約款

（総則）

第１条　発注者及び受注者は、契約書及びこの約款（以下「契約書」という。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及びこれらの図書に係る質問回答書並びに現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

２　受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

３　受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の業務期間（以下「業務期間」という。）を通して履行し、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。

４　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

５　この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

６　この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成４年法律第５１号）に定めるところによるものとする。

７　この契約書及び設計図書における期間の定めについては、契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、民法（明治２９年法律第８９号）及び商法（明治３２年法律第４８号）に定めるところによるものとする。

８　この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

９　この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立については、発注者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

１０　受注者が共同企業体を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなし、また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

（指示等及び協議の書面主義）

第２条　この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、７日以内にこれを相手方に交付するものとする。

３　発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

４　前３項の規定にかかわらず、発注者及び受注者は、書面により行わなければならないこととされている指示等について、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

（業務計画表の提出）

第３条　受注者は、この契約締結後７日以内に設計図書に基づいて業務計画表を作成し、発注者に提出しなければならない。

２　発注者は、必要があると認められるときは、前項の業務計画表を受理した日から７日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。

３　この約款の他の条項の規定により業務期間又は設計図書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第１項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前２項の規定を準用する。

４　業務計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第４条　受注者は、契約保証金が免除の場合を除き、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第５号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

（１）契約保証金の納付

（２）契約保証金の納付に代わる担保となる発注者が認めた有価証券等の提供

（３）この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。）

（４）この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

（５）この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

２　前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第３項において「保証の額」という。）は、契約金額の１０分の１以上としなければならない。

３　受注者が第１項第３号から第５号までのいずれかに掲げる保証を付する場合は、当該保証は第３２条の２第３項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。

４　第１項の規定により、受注者が同項第２号又は第３号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第４号又は第５号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

５　業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の１０分の１に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第５条　受注者は、本件業務によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

２　受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行ううえで得られた記録等を含む）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

３　受注者が前払金の使用によってもなおこの契約の履行に費用な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の業務委託料債権の譲渡について、第１項ただし書の承諾をしなければならない。

４　受注者は、前項の規定により、第１項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその使途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

（知的財産権等）

第６条　受注者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負うものとする。

２　本件業務により受注者が作成した成果品に関する新規に発生した知的財産権について、（発注者は使用権のみ留置し、その他の権利を保持しない。）（発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。）（発注者に無償で譲渡する。）

３つのうちから選択する

（監督員等）

第７条　発注者は、設計図書に定めるところにより、監督員又は調査職員（以下「監督員等」という。）を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　監督員等は、この約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員等に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

（１）発注者の意図する業務の目的を達成させるための受注者又は受注者の業務責任者等に対する業務に関する指示

（２）この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出又は質問に対する承諾又は回答

（３）この約款の履行に関する受注者又は受注者の業務責任者等との協議

（４）業務の進捗の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督

３　発注者は、２名以上の監督員等を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員等の有する権限の内容を、監督員等にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。

４　第２項の規定に基づく監督員等の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。

５　この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、監督員等を経由して行うものとする。この場合においては、監督員等に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

（業務責任者等）

第８条　受注者は、設計図書に定めるところにより、業務の履行を総括する者（以下「業務責任者等」という。）を定め、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。

２　業務責任者等は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統轄を行うほか、業務委託料の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第１項の請求の受理、同条第２項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

３　受注者は、前項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうちこれを業務責任者等に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

第９条　受注者は、業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、前項の主たる部分のほか、発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

３　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

（業務責任者等に対する措置請求）

第１０条　発注者は、業務責任者等又は受注者の使用人若しくは第３８条の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

２　受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に発注者に通知しなければならない。

３　受注者は、監督員等がその職務の執行につき著しく不適当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

４　発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から１０日以内に受注者に通知しなければならない。

（資料等の貸与及び返還）

第１１条　発注者は、受注者が本件業務を遂行するうえで必要と認められる発注者所有の資料、データ等（以下「貸与品」という。）を貸与するものとする。

２　受注者は、貸与品を善良な管理者の注意をもって管理し、当該業務以外の目的に使用してはならない。

３　受注者は、本件業務が完了したとき、又はこの契約が解除された場合において、速やかに貸与品を発注者に返還するものとする。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第１２条　受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者との協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（委託内容の変更等）

第１３条　発注者は、必要がある場合には、本件業務の内容若しくは業務期間を変更し、又は一時中止することができる。

２　前項の本件業務の内容若しくは業務期間の変更又は一時中止が、発注者の責めに帰する場合において、受注者が著しい損害を受けたときは、受注者はその損害の賠償を発注者に求めることができる。ただし、賠償請求できる損害額は当該変更又は一時中止による直接損害の額に限られ、利益、間接損害、弁護士費用等の額は含まないものとする。

（天災その他不可抗力による契約内容の変更）

第１４条　契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。

（業務に係る受注者の提案）

第１５条　受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

２　発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

３　発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、業務期間又は業務委託料を変更しなければならない。

（適正な履行期間の設定）

第１６条　発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（受注者の請求による履行期間の延長）

第１６条の２　受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了する　ことができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（発注者の請求による業務期間の短縮等）

第１６条の３　発注者は、特別の理由により業務期間を短縮する必要があるときは、業務期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

２　発注者は、この約款の他の条項の規定により業務期間を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、受注者に通常必要とされる業務期間に満たない業務期間への変更を請求することができる。

２　発注者は、前２項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務期間の変更方法）

第１７条　業務期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務期間の変更事由が生じた日（前条の場合にあっては、受注者が業務期間の変更の請求を受けた日とする。）から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第１８条　業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から２０日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

３　この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第１９条　受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

２　前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

３　発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

４　受注者が第１項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（一般的損害）

第２０条　業務を行うにつき生じた損害（次条第１項、第２項若しくは第３項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第２１条　業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第３項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。

２　前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

３　業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

４　前３項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

（不可抗力による損害）

第２１条の２　成果物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあっては、当該基準を超えるものに限る。）で発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、試験等に供される業務の出来形部分（以下この条及び第３３条において「業務の出来形部分」という。）、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

３　受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

４　発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額（業務の出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入済みの調査機械器具であって立会いその他受注者の業務に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第６項において「損害合計額」という。）のうち、業務委託料の１００分の１を超える額を負担しなければならない。

５　前項に規定する損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

（１）業務の出来形部分に関する損害

損害を受けた出来形部分に相応する業務委託料の額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

（２）仮設物又は調査機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は調査機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該業務で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における成果物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

６　数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第２次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第４項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「業務委託料の１００分の１を超える額」とあるのは「業務委託料の１００分の１を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

（業務委託料の変更に代える設計図書の変更）

第２２条　発注者は、第１２条から第１６条の３まで、第１９条、第２０条、又は第２６条の２の規定により業務委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、業務委託料の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

２　前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が業務委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から７日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務処理状況の調査等）

第２３条　発注者は、本件業務の処理状況について、随時調査し、若しくは必要な報告を求め、その都度必要な指示をすることができるものとする。

（検査等）

第２４条　受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者又は発注者が検査を行う者として定めた職員（以下「検査員」という。）は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から１０日以内に、設計図書に定めるところにより、業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受注者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

４　発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを業務委託料の支払いの完了と同時に行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に応じなければならない。

５　受注者は、業務が第２項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（業務委託料の支払）

第２５条　受注者は、前条第２項の検査に合格したときは、契約書記載の支払方法の区分に応じて業務委託料の支払を請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から３０日以内に業務委託料を支払わなければならない。

３　発注者又は検査員がその責めに帰すべき事由により前条第２項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下本条において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（前金払）

第２５条の２　受注者は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和２７年法律第１８４号）第２条第４項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする同条第５項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を発注者に寄託して、業務委託料の１０分の３以内の前払金の支払いを発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から１４日以内に前払金を支払わなければならない。

３　受注者は、業務委託料が著しく増額された場合においては、その増額後の業務委託料の１０分の３から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

４　受注者は、業務委託料が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の業務委託料の１０分の３を超えるときは、受注者は、業務委託料が減額された日から３０日以内に、その超過額を返還しなければならない。

５　前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに業務委託料を増額した場合において、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の業務委託料が減額前の業務委託料未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の業務委託料の１０分の５の額を指し引いた額を返還しなければならない。

６　発注者は、受注者が第４項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和２４年法律第２５６号）第８条第１項の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

第２５条の３　受注者は、前条第３項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。

２　受注者は、前項に定める場合のほか、業務委託料が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに発注者に寄託しなければならない。

（前払金の使用等）

第２５条の４　受注者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（この業務に　おいて償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（第三者による代理受領）

第２６条　受注者は、発注者の承諾を得て業務委託料の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

２　発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して前条第２項の規定に基づく支払をしなければならない。

（前払金等の不払に対する業務中止）

第２６条の２　受注者は、発注者が第２５条の２において準用される第２５条の規定に基づく支払いを遅延し、相当の期間を定めてその支払いを請求したにもかかわらず支払いをしないときは、業務の全部又は一部を一時中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

２　発注者は、前項の規定により受注者が業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が増加費用を必要とし、若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（契約不適合責任）

第２７条　発注者は、引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対して成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

２　前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行を追完することができる。

３　第１項の場合において、発注者が相当の期間を定めて追加を催告し、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額をすることができる。

（１）履行の追完が不能であるとき。

（２）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（３）成果物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

（発注者の任意解除権）

第２８条　発注者は、業務が完了するまでの間、次条及び第２８条の３の規定にあるほか、必要があるときには、この契約を解除することができる。

２　発注者は前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（発注者の催告による解除権）

第２８条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（１）第６条第４項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。

（２）正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（３）履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みが　ないと認められるとき。

（４）第８条第１項に規定する業務責任者等を配置しなかったとき。

（５）正当な理由なく、第２７条第１項の履行の追完がなされないとき。

（６）前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

（発注者の催告によらない解除権）

第２８条の３　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第５条第１項の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

（２）第５条第４項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。

（３）この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。

（４）受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（５）受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。

（６）契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。

（７）前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

（８）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。

（９）第３０条又は第３０条の２の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

（１０）受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ）が次のいずれかに該当するとき。

イ　役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設コンサルタント業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ）が暴力団員等であると認められたとき。

ロ　暴力団又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

二　役員等が、暴力団又は暴力団員等に対し資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ホ　役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

へ　再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当すると知りながら、当該者と契約したと認められるとき。

ト　受注者がイからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方とした場合（ヘに該当するものを除く。）に発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（１１）発注者は、受注者がこの契約に関して、次のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができる。

イ　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第４９条に規定する排除措置命令又は第６２条第１項に規定する納付命令（以下「排除措置命令等」という。）を行い、当該排除措置命令等が確定したとき。

ロ　公正取引委員会が、受注者に違反行為があったとして行った排除措置命令等に対し、行政事件訴訟法（昭和３７年法律第１３９号）第３条第１項に規定する抗告訴訟が提起され、当該訴訟について請求棄却又は訴却下の判決が確定したとき。

ハ　受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６若しくは同法第１９８条又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号による刑が確定したとき。

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第２９条　第２８条の２各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

（予算の減額又は削除に伴う解除等）

第２９条の２　この契約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３４条の３の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、発注者は、この契約を変更又は解除することができる。

２　前項の場合は、この契約を変更又は解除しようとする会計年度開始日の２月前までに受注者に通知しなければならない。

３　発注者は、第１項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定める。

（受注者の催告による解除権）

第３０条　受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

（受注者の催告によらない解除権）

第３０条の２　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

（１）第１３条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が３分の２以上減少したとき。

（２）第１３条の２の規定による業務の履行の中止期間が履行期間の１０分の５（履行期間の１０分の５が６月を超えるときは、６月）を超えたとき。ただし、中止が履行期間の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第３０条の３　第３０条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前２条の規定による契約の解除をすることができない。

 （解除の効果）

第３１条　この契約が解除された場合には、第１条第３項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

２　発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

３　前項の規定による既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から１４日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

（解除に伴う措置）

第３２条　この契約が業務の完了前に解除された場合において、第２５条の２の規定による前払金があったときは、受注者は、第２８条の２、第２８条の３又は次条第３項の規定による解除にあっては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（ただし、計算した額が１００円未満であるときはその全部を、その額に１００円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。）の利息を付した額を、第２８条、第３０条又は第３０条の２の規定による解除にあっては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。

２　前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第２項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第２５条の２の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金の額を前条第３項の規定により定められた既履行部分委託料から控除するものとする。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第２８条の２、第２９条の３又は次条第３項の規定による解除にあっては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（ただし、計算した額が１００円未満であるときはその全部を、その額に１００円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。）の利息を付した額を、第２８条、第３０条又は第３０条の２の規定による解除にあっては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。

３　受注者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

４　受注者はこの契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受注者が所有又は管理する業務の出来形部分（前条第２項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第３８条の規定により、受注者から業務の一部を委任され、又は請け負った者が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去し、又は作業現場を原状に復し、若しくは取片付けて発注者に明け渡さなければならない。

５　前項に規定する撤去又は原状回復若しくは取片付けに要する費用（以下「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより発注者又は受注者が負担する。

（１）業務の出来形部分に関する撤去費用等契約の解除が第２８条の２、第２８条の３又は次条第３項によるときは受注者が負担し、第２８条、第３０条又は第３０条の２によるときは発注者が負担する。

（２）調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等受注者が負担する。

６　第４項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の撤去又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分又は作業現場の原状回復若しくは取片付けを行うことができる。この場合において、受注者は、発注者の処分又は原状回復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者が支出した撤去費用等が支出した撤去費用等（前項第一号の規定により、発注者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。

７　第３項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第２８条の２、第２８条の３又は次条第３項によるときは発注者が定め、第２８条、第３０条又は第３０条の２の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第３項後段及び第４項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

８　業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

（発注者の損害賠償請求等）

第３２条の２　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。

（１）履行期間内に業務を完了することができないとき。

（２）この契約の成果物に契約不適合があるとき。

（３）第２８条の２又は第２８条の３の規定により、業務の完了後にこの契約が解除されたとき。

（４）前３号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、業務委託料額の１０分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（１）第２８条の２又は第２８条の３の規定により業務引渡し前に契約が解除されたとき。

（２）成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

３　次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第２号に該当する場合とみなす。

（１）受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成１６年法律第７５号）の規定により選任された破産管財人

（２）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の規定により選任された管財人

（３）受注者について更生手続開始の決定があった場合において、民事更正法（平成１１年法律第２２５号）の規定により選任された再生債務者等

４　第１項各号又は第２項各号に定める場合（前項の規定により第２項第２号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、第１項及び第２項の規定は適用しない。

５　第１項第１号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相応する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）で計算した額（ただし、計算した額が１００円未満であるときはその全部を、その額に１００円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。）の利息を付した額とする。

６　第２項の場合（第２８条の３第８号及び第１０号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第４条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充当することができる。

７　第２項の場合において、第２８条の３第８号及び第１０号の規定によりこの契約が解除され、かつ、第４条第１項第１号又は第２号の規定により契約保証金又はこれに代わる担保となる有価証券等の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保となる有価証券等をもって違約金に充当することができる。

（受注者の損害賠償請求等）

第３２条の３　受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

（１）第２８条の２又は第２８条の３の規定によりこの契約が解除されたとき。

（２）　前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

２　第２５条第２項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第８条第１項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額（ただし、計算した額が１００円未満であるときはその全部を、その額に１００円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

（契約不適合責任期間等）

第３２条の４　発注者は、引き渡された成果物に関し、第２４条第３項又は第４項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から２年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

２　前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。

３　発注者が第１項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第６項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から１年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。

４　発注者は、第１項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等をすることができる。

５　前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。

６　民法第６３７条第１項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。

７　発注者は、成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第１項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合であることを知っていたときは、この限りでない。

８　引き渡された成果物の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等をすることができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

 （保険）

第３３条　受注者は、設計図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

（公正入札違約金）

第３３条の２　受注者は、第２８条の３第１１号イからハまでのいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わず、違約金として、この契約による業務委託料の１０分の２に相当する額を支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする

２　前項の場合において、受注者が共同企業体であり、既に解散されているときは、発注者は、受注者の代表者であった者または構成員であった者に違約金の支払いを請求することができる。この場合においては、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、共同連帯して前項の額を支払わなければならない。

３　第１項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（賠償金等の徴収）

第３５条　受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払の日まで日数に応じ、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）で計算した額（ただし、計算した額が１００円未満であるときはその全部を、その額に１００円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。）の利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

２　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき、この契約の締結時における国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和３１年政令第３３７号）第２９条第１項に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日の割合とする。）で計算した額（ただし、計算した額が１００円未満であるときはその全部を、その額に１００円未満の端数があるときはその端数を全部切り捨てるものとする。）の延滞金を徴収する。

 （機密保持）

第３６条　受注者は、本件業務の履行に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的に使用し又は第三者に開示し若しくは漏洩してはならない。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる情報については、特に定めがない限り、機密情報として扱わないものとする。

（１）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報で、情報の開示について当該第三者の書面による承諾を得た情報

（２）受注者が機密情報を利用することなく独自に開発した情報

（３）公知のもの、又は発注者若しくは第三者から得た後、受注者の責めによらないで公知となった情報

３　受注者は、受注者等が第１項又は前項の規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

４　前３項の規定は、この契約の満了又は解除等契約終了事由の如何を問わず、契約終了後もその効力を有する。

（第三者の権利侵害）

第３７条　受注者は、発注者に対して、本件成果物等が第三者の著作権その他の権利（以下「著作権等」という。）を侵害していないことを保証するものとする。

２　本件成果物等が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、受注者は、発注者に対し、その事実関係を速やかに通知しなければならない。

３　前項の場合において、受注者は、受注者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が発注者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第３８条　受注者は、本件業務の履行について、本件業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、本件業務の履行のため合理的に必要な範囲内で、発注者の事前の承諾を得ることを条件に、本件業務の一部を第三者に再委託することができるものとし、この場合は、再委託先及び再委託する業務の範囲を発注者に書面で通知するものとする。

２　前項ただし書の場合において、受注者は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、再委託先の行為のすべてについて責任を負うものとする。また、発注者に対して責任を負担することを条件として、同項ただし書の目的の範囲内でこれを必要とする者に限定して第２０条に規定する機密情報を再委託先に開示し、これを利用させることができるものとする。

３　第１項ただし書の規定により受注者が発注者の承認を得る場合には、受注者は、業務上知り得た個人情報の保護及び業務上使用したデータの適正な取扱いその他、再委託先が遵守すべき事項を記載した誓約書を、すべての再委託先に提出させなければならない。

 （契約の費用）

第３９条　この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

（疑義の決定）

第４０条　この契約について解釈上の疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。